

3 生活環境分野

■短期目標

安全・健康で快適な生活環境の保持

◆ 生活環境の保持

安全・健康に暮らすことができ、快適な生活環境の保持を目指します。

◆ 気候変動への適応力の強化

まちづくりの様々な取組みにおいて、深刻化する気候変動の影響への適応能力の強化を目指します。

■管理指標

取組方針	No.	指 標	環境指標	市民・事業者活動指標	行政活動指標	実績値(年度)	目標値(令和15〔2033〕年度)
D：健康的で安全安心な暮らしの保持	1	大気汚染にかかる環境基準適合率	○			88% (令和3〔2021〕)	100%
	2	水質汚濁にかかる環境基準適合率	○			88% (令和3〔2021〕)	100%
	3	clear sky サポーター登録 ¹⁷ への参加事業者数（延べ数）		○		3事業者 (令和4〔2022〕)	30事業者
	4	河川白濁等の水質事故件数		○		3件 (令和4〔2022〕)	0件
	5	アスベスト解体工事の事前調査に対する立入件数			○	32件 (令和4〔2022〕)	50件
	6	工事業者等への河川汚濁対策の指導・啓発数			○	95件 (令和4〔2022〕)	100件
E：美しく快適なまちの保持	7	ポイ捨てのないきれいなまちと感じる市民の割合	○			74% (令和元〔2019〕)	85%
	8	まち美化キャンペーン（多摩市市民清掃デー、ごみゼロデー）への参加団体数・参加者数		○		441人 (令和4〔2022〕)	660人
	9	まち美化キャンペーンの実施回数			○	8回 (令和4〔2022〕)	8回
F：気候変動への適応	10	過去（昭和52〔1978〕年～昭和62〔1987〕年の10年平均：13.7℃）に対する、最近10年間の年平均気温の変化【定性指標】	○			1.4℃ (平成24〔2012〕年～令和3〔2021〕年)	適応策の必要性を検討するため、継続的に把握
	11	ハザードマップを確認している市民の割合（アンケート、多摩市世論調査）		○		—	前年度よりも増やす
	12	開発事業、公共施設等（小規模建設工事を含む）における流域対策（雨水の貯留・浸透量[m³]の目標を検討）【定性指標】			○	—	目標設定し進捗管理を行う
	13	（仮称）多摩市下水道総合治水対策方針の策定【定性指標】【重点戦略】			○	—	計画を策定し進捗管理を行う

¹⁷ Clear Sky サポーター登録：PM2.5 や光化学オキシダントの低減に向けた取組みを行っている団体を「Clear Sky サポーター」として登録する制度である。団体は東京都から交付される登録証明書やロゴマークを活用し、大気環境対策の取組みをPRすることができる。

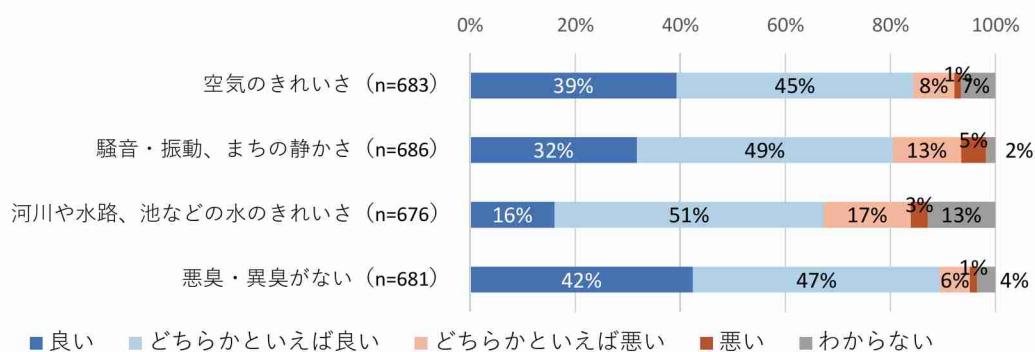
取組方針D：健康的で安全安心な暮らしの保持

1) 現状と課題

① 生活環境に対する市民の評価

- 市民意識調査結果によると、身近な生活環境の各項目のうち比較的評価が低かった（「悪い」又は「どちらかといえば悪い」の割合が約2割）のは、「河川や水路、池などの水のきれいさ」、「騒音・振動、まちの静けさ」でした。

●住まいの周辺の環境に対する評価（市民意識調査結果）



② 公害苦情相談の状況

- 市民から市役所に寄せられる苦情件数は、令和元（2019）年度以降に減少しています。令和3（2021）年度はさらに減少しましたが、これは新型コロナウイルスの感染拡大の影響による社会経済活動の自粛など、社会様相を反映したものと考えられます。
- 市では、建設工事や近隣トラブルによる騒音に関する苦情、また、土壌汚染、振動、悪臭などの生活環境上のトラブル、さらに直接的な健康被害を及ぼすアスベストの問題についても必要に応じ対処しています。

●公害の苦情件数の推移

年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	合計
平成 29 (2017)	17	11	44	3	11	86
平成 30 (2018)	19	6	32	4	9	70
令和元 (2019)	10	7	53	3	11	84
令和 2 (2020)	10	4	30	0	6	50
令和 3 (2021)	5	2	21	1	2	31

③ 大気汚染の現状と対策

- 市内での大気汚染物質である二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)、一酸化炭素(CO)及び光化学オキシダント(O_x)の濃度の測定結果によると、光化学オキシダントについて、環境基準を超えている状況です。

- ・光化学オキシダントは、光化学スモッグの発生原因物質で、主な発生原因是 VOC（揮発性有機化合物）と言われており、市域を越境した広域的な影響を受けていると考えられます。市内（多摩市愛宕）の光化学オキシダントの日最高値は 0.0087ppm（99%値 3 年平均）で、環境基準値（1 時間値が 0.06ppm 以下）を超過しています。
- ・市では、都の光化学スモッグ情報などに注視しながら、教育現場等へ迅速に情報提供を行っています。また、光化学オキシダントや PM2.5 などの低減に向けて取り組む企業・団体を登録する「Clear Sky サポーター」に登録しています。

④ 水質汚濁の現状と対策

- ・市内での主な水質汚濁の指標となる pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数の測定結果によると、乞田川と大栗川では、例年、水素イオン濃度（pH）と大腸菌群数について環境基準を超えている状況です。
- ・令和 4（2022）年度に中央大学と連携して行った乞田川と大栗川のマイクロプラスチック調査では、5 地点すべてで、人工芝やお菓子の袋などに起因するマイクロプラスチックが採取されました。
- ・市内の河川では、事業活動に伴い発生した排水（塗料を含んだ洗浄水・泥水等）による水質汚濁事故が発生しています（令和 4〔2022〕年度：3 件）。
- ・市では、河川の水質状況の継続的な把握、河川の水質に関する市民や事業者への周知・啓発を行っています。

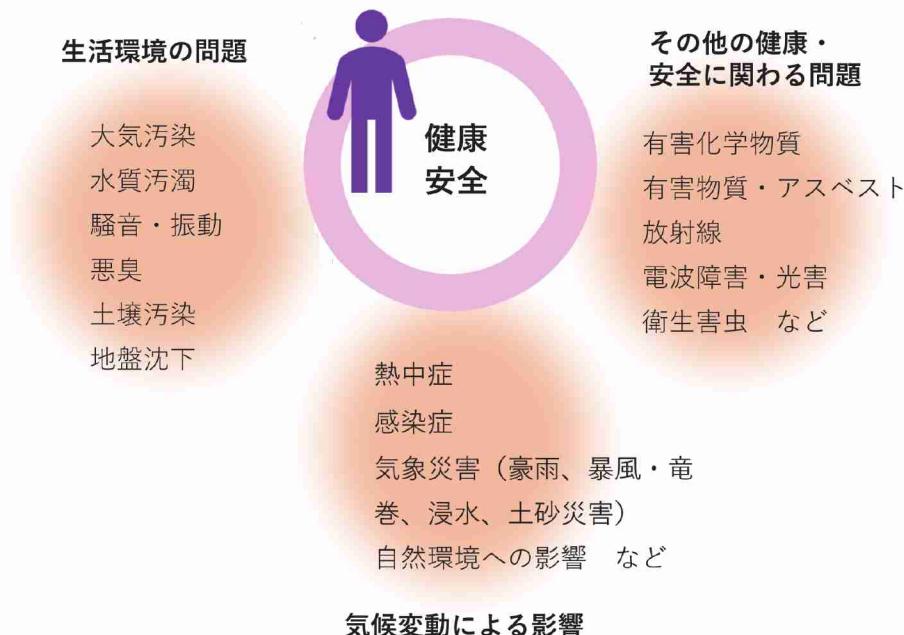
⑤ その他の取組み

- ・アスベストが 0.1 重量%を超えて含有する吹付け材、保温材、断熱材などの建材を使用する建築物や工作物を解体又は改修する場合には、東京都環境確保条例に基づく届出が行われます。市では、吹付け材などにアスベストが使用された建築物の解体工事が行われる際は、事前に飛散防止対策が適切に行われているか等を確認するための立入検査を行っています。
- ・都道などの幹線道路での、平成 29（2017）年度から令和 3（2021）年度までの環境基準の達成割合は 99.1%となっています。さらに、100%を目指すため、引き続き道路管理者等に情報を提供し、対策を求めるなどの働きかけが必要です。
- ・化学物質は、現在の便利で快適な日常生活を維持する上で欠かせないものですが、その中には人の健康や動植物の生態に悪影響を及ぼすものもあります。
- ・暮らし方を考え、身近なところから有害な化学物質を減らすことで、子どもや妊産婦、化学物質過敏症の人などを含め市民の健康に配慮していくことが必要です。
- ・市では、空間放射線量率について、市内 3 地点で毎月測定を実施しています。各地点とも、自然界での放射線量とされる 0.05 マイクロシーベルト（ $\mu\text{Sv}/\text{h}$ ）以下で推移しています。

2) 今後の取組み

- ◆ 市民の健康で安全、安心して暮らすことができる生活や事業活動を確保するため、大気汚染や水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、悪臭などの問題をはじめ、有害化学物質やアスベストなど、市民の生活環境を保全する上での諸問題に対応します。
- ◆ 定期的な調査や正しい知識・情報の提供によって、生活環境に関わるリスクについてコミュニケーションを図ります。
- ◆ 健康・安全を脅かすリスクとして、深刻化する気候変動の影響により、本市でも気象災害、熱中症や感染症などの影響が懸念されるため、気候変動への適応策を進めています（107 ページ参照）。

●生活環境分野の対象



3) 取組項目

D1 公害の発生防止

公害発生を未然に防ぐため、生活環境に関する調査や、工場・事業場への規制・指導・監視を行います。

市民	○生活環境を悪化させたり、迷惑をかける恐れのある行為を行わないようにします。	環境政策課
	○万が一、生活環境を悪化させるなどの行為を行ってしまった場合、迅速に市や東京都などに報告し、環境回復に向けた必要な処置・対応を行います。	
	○市や関係機関が行う環境測定に協力します。	
事業者	○関連法や条例などを遵守し、生活環境の悪化を未然に防ぎます。	環境政策課
	○万が一、生活環境に悪影響が生じていると疑われる場合、迅速に市や東京都などに報告し、環境回復に向けた必要な処置・対応を行います。	
	○市や関係機関が行う環境測定に協力します。	
市	○公害の発生防止 関係法令などに基づき規制・指導・監視や啓発を行います。	環境政策課
	○公害への迅速な対応 公害発生時には、環境回復に向けた必要な対応を迅速に行います。	
	○生活環境の保全のためのモニタリング（定期調査と情報提供） 市内の大気や水質、流量、交通量などについて定期的に調査し、結果を公表します。	

D2 化学物質等の把握・情報提供

健康被害を防止するため、事業者による化学物質の適正管理や、建築物の解体工事の際のアスベストの飛散防止を図ります。

市民	○家庭から排出される化学物質に关心を持ち、不必要的化学物質の使用を控えるよう努めます。	環境政策課
	○適正管理化学物質の使用量等の報告制度やPRTR制度（化学物質排出管理促進法に基づく届出や公表の制度）を利用し、化学物質の適正管理・使用を行います。	
事業者	○必要に応じて事業所内で自ら環境測定を実施し、測定結果を公表します。	環境政策課
	○有害化学物質（シックハウス）やアスベストなどにかかる情報提供<新規> 人の健康に障害を及ぼすおそれのある化学物質やアスベストの適正管理について、事業者への指導を行います。また、災害時のアスベストの飛散や化学物質の流出などの防止策について情報提供します。	

D3 その他の問題への対応

市民の安全・健康に対する関心・不安に対応するため、放射線の測定をはじめ、新たな問題にも対応していきます（衛生害虫や有害性のある化学物質、有機フッ素化合物など）。

市民	○生活環境に悪影響が生じそうな事象を発見した場合は市に連絡します。	
事業者	○事業活動やその周辺の生活環境に悪影響が生じそうな事象を発見した場合は市に連絡します。	
市	○複雑化する環境問題への迅速な対応と情報収集 必要に応じて空間放射線量の測定等を行います。また、衛生害虫（蚊やハチ）や有害性のある化学物質、有機フッ素化合物などの情報の収集や提供を行います。	環境政策課

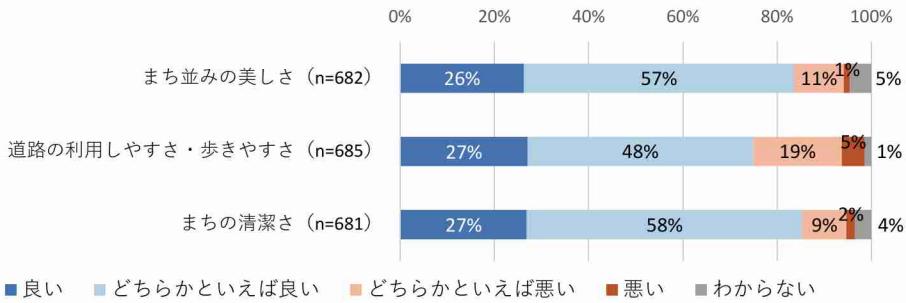
取組方針E：美しく快適なまちの保持

1) 現状と課題

① 生活環境に対する市民の評価

- 市民意識調査結果によると、「まち並みの美しさ」や「まちの清潔さ」での評価は、回答者の8割以上が「良い」「どちらかといえば良い」と回答しています。

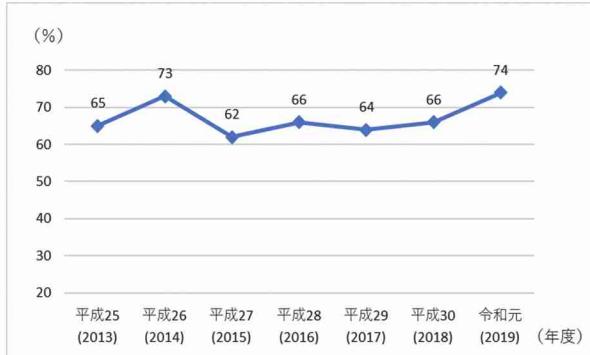
●住まいの周辺の環境に対する評価



- 多摩市世論調査によると、「ポイ捨てのないきれいなまち」と感じる市民の割合は、6割を上回っており、平成29（2017）年以降増加傾向です。

注) 令和2（2020）年度と令和3（2021）年度は、アンケートを実施する予定だった観察会が中止となつたため数値はない。

●ポイ捨てのないきれいなまちと感じる市民の割合



② まちの美化

- 本市では、「多摩市まちの環境美化条例」等に基づき、「安全で快適な美しいまち」の実現を目指す施策を実施しています。
- 令和元（2019）年10月に、市内4駅周辺の「まち美化重点区域」内の「路上喫煙禁止区域」を「受動喫煙防止重点区域」に移管し、引き続き路上での喫煙を禁止しました。
- 「多摩市まち美化推進協議会」では、市・市民団体・市内外の事業者が協力して年に2回「まち美化キャンペーン」を実施するほか、永山フェスティバルや多摩エコ・フェスタなどのイベントでのブース出展で啓発活動を実施しています。
- 市民・市民団体・事業所の方々と協働して春と秋の年二回実施する「まち美化キャンペーング」では、まちの環境美化に関連し、海洋プラスチック問題の周知・啓発を含め、市内4駅周辺のほか乞田川で清掃活動を行っています（令和4〔2022〕年度の参加者数：441人）。

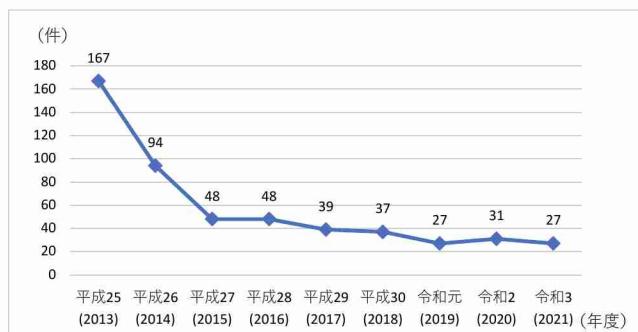


永山駅での活動

③ 放置自転車

- ・自転車放置禁止区域内の放置自転車対策として、市内4駅周辺の駐輪場で計画的な整備が実施されています。
- ・近年、市内4駅における駐輪場の整備などにより放置自転車台数は減少傾向です。

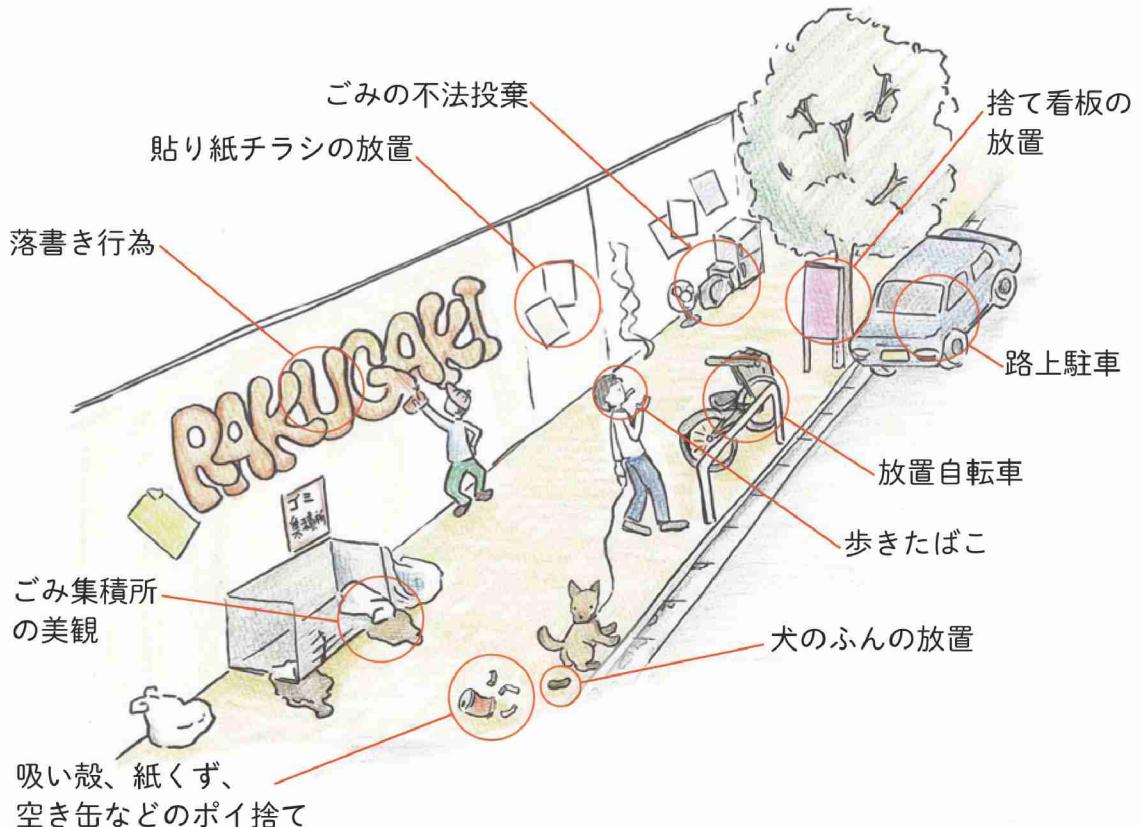
●放置自転車台数の推移



2) 今後の取組み

- ◆ 市民、事業者、市民団体等及び市との協働により、誰もが快適で安心して住み続けられる魅力ある街づくりの実現に向けて、「多摩市まちの環境美化条例」(平成24年10月制定)に基づく取組みを進めていきます。
- ◆ 多摩市の原風景を守り、みどりと調和した街なみを後世に残していくため、みどりに関する様々な施策と連携しながら取組みを進めていきます。

●快適なまちを阻害する問題



3) 取組項目

E 1 まちの美化対策

安全で快適な美しいまちの実現に向けて、市民協働によりまちの美化対策を推進します。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみのポイ捨てや不法投棄、歩きたばこ、犬のふんの放置、落書き行為など、まちの美化を阻害する行為を行わないようにします。 ○河川の一斎清掃やまちなかのごみ拾いなど、まちの美化活動に協力します。 ○自宅周辺の清掃に努めます。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○市と連携し清掃やごみ拾いなどの美化活動に協力・支援します。 ○事業所周辺の清掃に努めます。 	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○まち美化の推進 市民団体等と連携し、「多摩市まちの環境美化条例」に基づき、ごみのポイ捨て防止やまちの美化について啓発するとともに、新たな取組みについて検討します。 	環境政策課

E 2 違法駐車・放置自転車対策

違法駐車や放置自転車などの削減に向けて、普及啓発をしていきます。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○違法駐車や放置自転車を行わず、駐車場や駐輪場を適切に利用します。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所の敷地外では違法駐車や放置自転車を行わず、駐車場や駐輪場を適切に利用します。 	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○違法駐車・放置自転車等の防止 違法駐車、自転車及び原付自転車の放置の削減について周知・啓発を行うとともに、放置自転車等については効率的・効果的に指導・撤去を行います。 	道路交通課

E 3 街なみ景観の保全

みどりと都市が調和した街なみ景観を形成するため、多摩市の原風景の保全や街なみに配慮した建物などの誘導、地域主体の街なみづくりを促進します。

市民	○住宅の建設に際して、周囲の風景や街なみに調和するよう努めます。 ○住宅地等の建設に際して、地域の良好な街なみの保全や育成のために、地域で地区計画等の街のルールの活用を検討し、良好なまちの環境を守り育てるよう努めます。	
事業者	○開発事業やマンション、住宅地等の建設に際して、街なみの保全や育成のために、地区計画などの街のルールの活用を検討し、良好なまちの環境を守り育てるよう努めます。	
市	○原風景の保全 多摩市の原風景や、歴史・文化を感じることのできる景観の保全のため、良好な景観ポイントについて情報提供・啓発します。	環境政策課
	○街なみに配慮した建物等の建設 街なみに調和した公共施設などの建設・改修に努めます。また、民間の開発事業等に対し、関係法令や「多摩市街づくり条例」などに基づき必要な助言・指導を行います。	施設保全課 都市計画課
	○街なみの保全や育成に関する制度などの活用 地区計画などの適切な活用により、地域主体の街なみの保全や育成を支援します。	都市計画課

取組方針F：気候変動への適応

1) 現状と課題

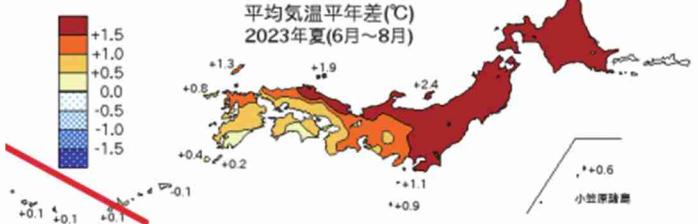
① 多摩市での気候変動による影響の懸念

- ・ 地球温暖化が進み気候変動の影響がさらに酷くなることで、市内でも台風や豪雨による浸水被害や土砂災害、倒木被害などの発生リスクが増大する可能性があります。また、気温上昇による熱中症や感染症といった健康被害の増加が予測されています。
- ・ 特に、乳幼児や子ども、高齢者などは、災害時の避難が困難で、熱中症や感染症に罹りしやすいなど、気候変動の影響に対して脆弱です。
- ・ 都市化の進展により地表がコンクリートなどで覆われたことにより、豪雨時に降った雨が地中に浸透しきれなくなり、雨水管や水路をとおして河川に大量に流れ込むため、浸水被害が起こりやすくなっています。川から水が溢れることで発生する「外水被害」と、下水道や水路に水が流れ込む以前に地表に溢れる「内水被害」があります。多摩市には、大栗川と乞田川や水路沿い、低地帯では浸水の恐れがあります。
 - 豪雨対策として、河川や水路、下水道に雨水の流出量を抑制するため、流域での雨水貯留・浸透施設の整備などの浸水被害対策を進める必要があります。
 - 樹林や農地などの雨水の浸透・貯留機能を活用し、地下水の涵養や、雨水の流出抑制や土砂崩れなどの災害の緩和にも役立てていくことが期待されます。

コラム

多摩市での気象災害等

- ・ 平成 26（2014）年2月の記録的な大雪で、交通機能の破損などの被害が発生
 - ・ 平成 30（2018）年夏は記録的な猛暑
 - ・ 令和元（2019）年10月の令和元年東日本台風では日降雨量 329.5mm（多摩市屋上）の記録的な大雨となり、床下・床上浸水、道路冠水などの被害が発生。多摩川が氾濫直前まで水位が上昇し、住民 2,000 人以上が避難
 - ・ 令和元年5月頃に大量のひょうが降って農作物への影響と各地で冠水が発生
 - ・ 令和5（2023）年の夏（6～8月）の平均気温は、沖縄・奄美以外の北・東・西日本でかなり高くなり、明治31（1898）年の統計開始以降で夏の日本の平均気温として最高を記録
- <令和元年東日本台風（台風19号）発生時の多摩川>
- 

令和元年台風19号のときの様子（多摩川）
- 出典：多摩市市制施行50周年記念誌
- <令和5（2023）年の平均気温の平年差>
- 

平均気温平年差(℃)
2023年夏(6月～8月)

+1.5
+1.0
+0.5
+0.0
-0.5
-1.0
-1.5

+1.3
+0.8
+0.4
+0.2
+0.1
-0.1
-0.1

+1.9
+2.4
+1.1
+0.9
+0.6

小笠原諸島
- 出典：気象庁報道発表資料

② 気候変動の影響に対する市民の不安感

- ・市民意識調査の結果では、洪水や土砂災害や熱中症などの「健康・安全」、農作物の収穫量や漁獲量といった「生活・暮らし」、身近な自然や地球規模の生物多様性といった「自然環境」など、気候変動による多岐にわたる影響に対して不安を感じています。
- ・温暖化対策の強化によって「厳しい状況を和らげることができるが、影響は避けられない」と回答した人が大半を占めており、危機感を感じている市民が多い状況です。

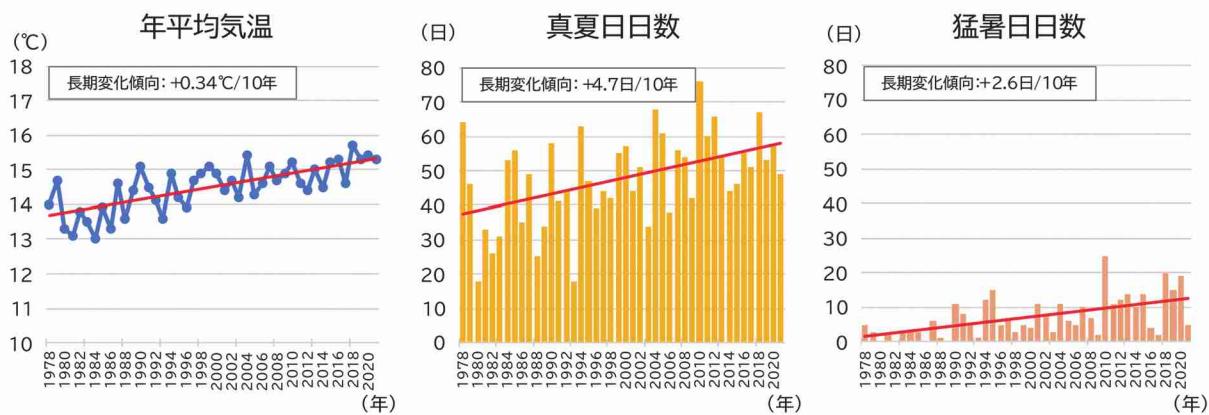
●気候変動の影響に対する不安感（市民意識調査）



③ これまでの多摩地域での気候の変化

- ・多摩地域（八王子市）の年平均気温は、短期的な変動を繰り返しながら上昇しています。
- ・最近（平成 24 [2012] 年～令和 3 [2021] 年の 10 年平均）の気温は 15.1℃ で、過去（昭和 52 [1978] 年～昭和 62 [1987] 年の 10 年平均）の 13.7℃ に対して、1.4℃ 上昇しています。

●気候の変化（地域気象観測所【八王子】）



資料：気象庁地域気象観測所【八王子】のデータを基に作成

④ 将来の多摩地域での気候の変化

- ・東京都気候変動適応センターでは、IPCC 第 5 次評価報告書の 4 つのシナリオのうち最も温室効果ガスの排出が多いシナリオ（RCP8.5 シナリオ）を用いて予測された「地球温暖化予測情報第 9 卷」（気象庁）を基に、現在（平成 22 [2010] ～令和元 [2019] 年の 10 年平均）と将来（2086～2095 年の 10 年平均）の都内の気候を整理しています。

- ・多摩部（府中、八王子、青梅の3地点平均）における将来の年平均気温は、現在よりも3.4℃上昇すると予測されています。真夏日、猛暑日及び熱帯夜の日数については、いずれも増加すると予測されています。
- ・年降水量は現在より178mm増加し、短時間強雨の回数及び無降水日の日数はいずれも増加すると予測されています。

●気候の変化の将来予測（多摩部）

項目	現在（平年値） (2010～2019年)	変化量	将来（21世紀末） (2086～2095年)
年平均気温	15.1℃	+3.4℃	18.5℃
真夏日の日数	58日	+19日	77日
猛暑日の日数	12日	+25日	37日
熱帯夜の日数	9日	+42日	51日
年降水量	1,617mm	+178mm	1,795mm
短時間強雨（1時間降水量50mm以上）の回数	0.3回	+0.4回	0.7回
無降水日の日数	262日	+21日	283日

注1) 気象庁の観測所のデータ（府中、八王子、青梅の3地点平均）を基に整理した。

注2) 真夏日=日最高気温30℃以上の日、猛暑日=日最高気温35℃以上の日、熱帯夜=夜間の最低気温25℃以上の日をいうが、ここでは最低気温が25℃以上の日として整理した。

出典：東京都気候変動適応センターのホームページ掲載データを基に作成

2) 今後の取組み

- ◆ 市内での気候変動の影響は、幅広い分野に及ぶと考えられます（110ページ参照）。将来を担う世代のために安全・健康に暮らすことのできる環境の確保に向けて、とりわけ市民の健康や生活の安全を脅かす恐れのある分野を優先し、国や東京都との連携協力のもと、気候変動への適応を進めていきます。



図出典：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）

- ◆ 市の関連計画、事務事業、公共施設の管理などに気候変動への適応策を組み込み、現在及び将来の気候変動による影響に備え、対応していきます。
- ◆ 気候変動への適応策を進めるためには、市民や事業者などの理解・行動が不可欠であり、必要な情報を的確に提供・発信していきます。
- ◆ 気候変動や影響の予測には不確実性が伴うため、必要に応じてモニタリングを実施しながら、状況変化に応じて対策を講じていく順応的な管理を行います。

●多摩市において気候変動への適応に取り組む分野

影響分野	大項目	小項目	国の評価 注1)			東京都の評価 注2)	多摩市での評価 注3)	
			重大性	緊急性	確信度		市民意識調査	取り組む分野
農業・林業・水産業	農業	水稻	●	●	●		○	
		野菜等	◆	●	▲	○	○	
		果樹	●	●	●	○	○	
		麦、大豆、飼料作物等	●	▲	▲	○	○	
		畜産	●	●	▲	○	○	
		病害虫・雑草	●	●	●	○	○	◎
		農業生産基盤	●	●	●	○	○	◎
水環境・水資源	水環境	河川	◆	▲	■	○		
	水資源	水供給(地表水)	●	●	●	○		
		水供給(地下水)	●	▲	▲	○		
		水需要	◆	▲	▲	○		
自然生態系	陸域生態系	里地・里山生態系	◆	●	■	○	○	
		野生鳥獣の影響	●	●	■	○	○	
		物質収支	●	▲	▲	○		
	淡水生態系	河川	●	▲	■	○	○	
	その他	生物季節	◆	●	●	○		
		分布・個体群の変動	●	●	●	○	○	◎
	生態系サービス	流域の栄養塩・懸濁物質の保持機能等 自然生態系と関連するレクリエーション機能等	●	▲	■			
自然災害	河川	洪水	●	●	●	○	○	◎
	内水	●	●	●	○	○	◎	
	山地	土石流・地すべり等	●	●	●	○	○	◎
	その他	強風等	●	●	▲			
健康	複合的な災害影響							
	暑熱	死亡リスク等	●	●	●	○	○	◎
		熱中症等	●	●	●	○	○	◎
	冬季の温暖化	冬季死亡率	◆	▲	▲			
	感染症	水系・食品媒介性感染症	◆	▲	▲	○	○	
	感染症	節足動物媒介性感染症	●	●	▲	○	○	◎
		その他の感染症	◆	■	■	○	○	
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響 脆弱性が高い集団への影響 (高齢者・小児・基礎疾患有病者等) その他の健康影響	●	▲	▲	○		
市民生活・都市生活	都市インフラ、ライフライン	水道、交通等	●	●	●			
	文化・歴史などを感じる暮らし	生物季節、伝統行事	◆	●	●			
		地場産業等	—	●	▲			
	その他	暑熱による生活への影響	●	●	●			

注 1) 「国の評価」 出典：気候変動影響評価報告書（令和2年12月）

【重大性】●：特に重大な影響が認められる／◆：影響が認められる／ー：現状では評価できない

【緊急性・確信度】●：高い／▲：中程度／■：低い

注 2) 「東京都の評価」 出典：東京都気候変動適応センター ウェブサイト ○：影響についての記述あり

注 3) 「多摩市での評価」

【市民意識調査】○：市民意識調査で「不安に感じる影響」として挙げられたもの

【取り組む分野】◎：以下の①～④に該当するものを抽出

①市内の地域特性から可能性があるもの（該当しないものを除く）

②国の評価で重大性・緊急性・確信度が認められている（重大性が●、緊急性・確信度が●か▲）

③東京都の評価で、影響について指摘されている（○）

④市民意識調査で回答があったもの（○）

3) 取組項目

F 1 気候変動による気象災害への対策の推進		
気候変動により激甚化・頻発化する豪雨を想定し、下水道・河川への雨水の流出量を抑制する流域対策として、下水道や道路排水の整備、公園緑地等の樹木の適切な維持管理・更新を行うとともに、周知・啓発を進めていきます。		
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○普段からハザードマップやマイタイムラインなどを準備・確認し、災害時の連絡の取り方、避難先、避難ルート、備蓄品などについて家族と話し合っておきます。 ○自宅の庭の緑化に努め、雨水の地下浸透を図ります。 ○雨水貯留槽（タンク）を設置し、清掃や水やり、打ち水に活用します。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所の敷地内の緑化に努め、雨水の地下浸透を図ります。 ○敷地内の舗装を透水性舗装とするなど、雨水の地下浸透を図ります。 ○事業所において雨水の貯留施設の導入を図り、貯留した雨水を、災害時の防火用水や平時の水やり・打ち水などに活用します。 ○災害時の連絡の取り方、避難先、避難ルート、備蓄品などについて、普段から社員と話し合います。 	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都豪雨対策基本方針・多摩市街づくり指導基準による雨水の貯留・浸透機能の確保（東京都、民間事業者等）<新規> 雨水の急激な流出抑制と浸水被害の防止・軽減を図るため、東京都豪雨対策基本方針・多摩市街づくり指導基準等に基づき、雨水貯留・浸透施設の設置を指導します。 	下水道課
	<ul style="list-style-type: none"> ○雨水管渠などの老朽化対策・維持管理<新規> 下水道施設への雨水排除能力を確保するため、雨水管や水路などの計画的な維持管理を進めます。 	下水道課
	<ul style="list-style-type: none"> ○気象災害等に備えた公園緑地の維持管理<新規> 気候変動による大雨や土砂災害などのリスク増大を想定し、急傾斜地等の危険個所の定期点検や倒木防止のためのナラ枯れ等の計画的伐採など、リスク回避対策を進めていきます。 	公園緑地課
	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物に関する体制・計画づくり<新規> 風水害などの災害発生に備え、「多摩市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物処理の体制を整備します。 	資源循環推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ○ハザードマップを用いた気象災害についての啓発<新規> 「多摩市洪水・土砂災害ハザードマップ」を活用し、自助・共助の取組みについて情報提供・啓発します。 	防災安全課
	<ul style="list-style-type: none"> ○BCP、マイタイムラインへの取組みの普及啓発<新規> 風水害からの避難に必要な知識の習得や備え・対策を促すため、家庭での「マイ・タイムライン」の策定、事業所での事業継続計画（BCP）の策定について情報提供・啓発します。 	防災安全課
	<ul style="list-style-type: none"> ○道路排水施設の改良・維持管理<新規> 道路冠水への対策として、道路の集水枠の改良を行います。 	道路交通課
	<ul style="list-style-type: none"> ○水路の維持管理<新規> 低地部での浸水対策として、増水により危険水位を超えた際に河川に排水する施設を整備・運用します。 	下水道課
	<ul style="list-style-type: none"> ○暴風・大雪などによる街路樹等の倒木リスクへの対応<新規> 街路樹の維持管理にあたっては、樹木の健全育成や大径木の更新など、必要に応じて対策します。 	道路交通課

F2 暑さ対策、熱中症対策等の推進

真夏日や猛暑日の増加などの暑熱による熱ストレス増大や熱中症発生のリスクに備え、熱中症予防についての周知啓発を進めます。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○熱中症予防、異常気象に関する情報収集に努め、熱中症警戒アラートなどの情報も随时入手できるようにします。 ○猛暑日など気温が非常に高い日には、外出時のみならず室内においてもこまめに水分補給をとり、熱中症に気をつけます。 ○暑さ対策として、無理せず冷房や扇風機を適切に使用します。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○熱中症予防、異常気象に関する情報収集に努め、従業員が熱中症警戒アラートなどの情報も随时入手できるようにします。 ○猛暑日など気温が非常に高い日には、外出時のみならず事業所内においても、従業員がこまめに水分補給をとり、熱中症に気をつけるようにします。 ○暑さ対策として、冷房や扇風機を適切に使用します。 	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○適応策を取り入れた住宅・建築物の普及促進<新規> 住宅・建築物での暑さ対策として、夏の熱の侵入を防ぐ断熱窓の設置や遮熱性塗料の塗布、グリーンカーテンなどの手法について、情報提供していきます。 また、これらの手法を参考としながら、特に高齢者や幼児・子どもが利用する公共施設においては、ハード・ソフトの両面で、できることから熱中症リスクの軽減に取り組みます。 	都市計画課 環境政策課 地球温暖化対策担当 各施設所管課

F3 その他の適応策の推進

気候変動による農業や水資源、生態系、健康など様々な影響が懸念されるため、適応策となる各取組みを進めていきます。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○気候変動の影響への様々な「適応」について、情報の入手に努め、まわりの人と話し合います。 ○雨水の有効活用などにより、節水に努めます。 ○蚊が発生しやすいような水場を作らないようにします。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○気候変動の影響への様々な「適応」について、情報の入手に努め、従業員同士で話し合います。 ○敷地内での雨水の有効活用等により、節水に努めます。 ○敷地内で蚊が発生しやすいような水場を作らないようにします。 	
市	農業	<ul style="list-style-type: none"> ○水路の維持管理<新規> 低地部での浸水対策として、増水により危険水位を超えた際に河川に排水する施設を整備・運用します。
	水環境・水資源	<ul style="list-style-type: none"> ○節水対策<新規> 建物の屋根などに降った雨水を利用する、雨水貯留槽（タンク）を設置し、節水に役立てます。
	自然生態系	<ul style="list-style-type: none"> ○生物生息状況等の把握<新規> 気候変動により外来種の侵入・定着率の変化につながることが想定されるため、生息状況等の継続的な調査や、適宜、情報提供・啓発を行います。
	健康（感染症等）	<ul style="list-style-type: none"> ○医師会等への情報提供、情報共有の体制づくり<新規> 気候変動に伴う熱中症や感染症などの健康被害を想定し、多摩医師会等の関係機関と連携し、予防や医療提供の体制について検討を行います。 ○光化学スモッグ注意喚起<新規> 光化学スモッグによる健康被害の未然防止のため情報提供・啓発します。
		<ul style="list-style-type: none"> ○気候変動影響に伴う新たな感染症等リスクへの備え<新規> 気温上昇に伴い蚊媒介性感染症や、ヒアリやセアカゴケグモなどの衛生害虫の発生リスクの増大が想定されるため、情報収集に努めるとともに、適宜、庁内の連携体制の整備、情報提供・啓発を行います。